

「(仮称) 向日市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）について」
に対する市民の皆様からの意見及び向日市の考え方

意見募集期間 令和4年9月1日（木）から9月30日（金）まで

意見提出数等 提出人数：2人 意見数：10件

No	寄せられた意見	向日市の考え方
1	<p>● 「条例の名称」について</p> <p>条例の名称は「個人情報の保護に関する法律施行条例」ではなく、「向日市個人情報保護条例」とし、現行の条例を、「個人情報の保護に関する法律」に改正して対応するべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>また、「法律施行条例」となると、国の法まかせになり、向日市の個人情報保護の主体的な取り組みが薄れ、保護の水準が後退することを危惧します。</p>	<p>個人情報保護委員会が示している「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」には、「個人情報保護法施行条例」として条文イメージが掲載されており、本市においても、シンプルで誰もがわかりやすいものとなるよう「向日市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定を予定しています。</p>
2	<p>● 「1. 法施行条例の制定理由」について</p> <p>本素案では、「一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で定めることができるため、・・・訂正請求及び利用停止請求に係る手続等について、法の施行に必要となる事項を法施行条例で定める」とあり、法で明示的に条例に委任されている手続き的な事項、及び個人情報保護審議会等に関する事項のみを定めています。これらのほかは条例で定めることができないかのような印象を与えますが、法の目的・趣旨に反しない範囲で、自治体が必要と判断する事項を定めることができるはずです。</p> <p>上記の名称と関連しますが、「個人情報の適正な取扱に関する基本的な事項を</p>	<p>改正個人情報保護法では、デジタル社会の進展に伴い個人情報の有用性が高まっている社会状況にあわせて、個人情報の「保護」と「適正かつ効果的な利活用」の両立を図ることができるよう、国の統一的なルールが規定されているところです。</p> <p>法が「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」として定められていることに照らして、本条例を制定するものです。</p> <p>条例の趣旨には、法の施行に関し必要な事項を定めることを記載します。</p>

	<p>定め、・・・個人の権利利益を保護する」という現行条例の目的を発展させるとともに、改正法に適合するよう条例を改正するという改正理由を記載いただきたい。</p>
	<p>● 「3. 法施行条例等に規定する内容」について ○法施行条例としての制定に反対ですが、もし法施行条例として制定するなら、以下の内容を記載して頂きたい。 (理由) 以下の内容は、現行の向日市条例で、原則禁止あるいは制限されているものですが、法においては禁止・制限規定がありません。個人情報保護の水準をできる限り低下させないために、法の範囲内での努力規定、安全措置の規定を設けるものです。 なお、向日市議会での答弁で、市は「法が条例で定めることを許容している事項以外のものについては、規定することが許されないと存じています」と述べていますが、そのような見解は、あくまで国の個人情報保護委員会の解釈です。法の解釈を巡って国と自治体は対等ですので、法を適用する自治体の現場で、住民の個人情報を適切に保護するために必要と地方自治体が判断すれば、法の規定に反しない範囲で独自の規定を設けることができると考えます。</p>
3	<p>①個人情報は本人から収集するよう努めることを責務として規定するとともに、現在「審議会」に諮っている例外的な本人外からの取得については、審議会に報告し、審議会が必要と判断すれば、調査・審議・意見陳述ができるようにすること。</p> <p>個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を条例で定めることは認められていませんが、記録情報の収集方法については個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル準備簿に記載します。</p>

4	<p>②要配慮個人情報はできる限り収集しないよう努めることを責務として規定するとともに、その扱いについて安全管理措置を整備すること。</p>	<p>要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められていません。安全管理措置は国の規定に従い整備します。</p>
5	<p>③改正法では、個人情報の目的外利用や外部提供には、「相当な理由」「特別の理由」が必要とされているが、その具体的指標は示されていません。そこで、</p>	
5	<p>(1) 担当部署だけの判断で行われないよう、個人情報保護担当部署への報告を義務づけ、審議会に報告して客観性が反映される仕組みにすること。</p>	<p>個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル準備簿には、目的外利用や外部提供について記載する欄があるため、整備、更新を行う上で、個人情報保護担当部署へ通知されることとなります。</p> <p>個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル準備簿を公開することで客観性を高めます。</p>
6	<p>(2) 個人情報ファイル簿への個人情報提供先の記載等を規定し、住民への可視化をおこなうこと。</p>	<p>個人情報ファイル簿に加えて個人情報ファイル準備簿にも個人情報提供先を記載するものとし、市民の皆様にご確認いただけるように整備します。</p>
7	<p>●「3. 法施行条例等に規定する内容」について</p>	<p>法施行条例に規定を設けることは認められていません。</p>
	<p>○死者に関する個人情報について、現行条例の保護水準を低下させないようにすること。</p>	
	<p>(理由)</p>	
	<p>法では、対象を「生存する個人」としていますが、現行の向日市条例では、対象は生存する個人に限定されていません。そのため、現行の保護の水準を低下させないよう条例制定等の対応が必要ではないでしょうか。</p>	

8	<p>● 「3. 法施行条例等に規定する内容」について</p> <p>○素案で示された「開示請求に係る手数料」「開示請求に係る決定期限」「個人情報ファイル準備簿」「個人情報保護審議会」の4つの規定については、異議はありません。個人情報保護審議会への諮問について規定することに賛成です。</p>	ご意見として承ります。
9	<p>● 「4. 法施行条例の制定に伴う関連条例」について、賛成します。</p>	ご意見として承ります。
10	<p>せめて、この個人情報保護条例くらいは、市民の大切な個人情報を手厚く保護する条例を制定し、尊敬される向日市役所であってほしい。</p>	法令を遵守して、個人情報の保護に努めます。

この他、今回の内容と直接関係のないご意見（1件）。